

令和7年度「県産農林水産物重点プロモーション業務（産地ツアー）」

委託仕様書（公募用）

1 業務の名称

令和7年度県産農林水産物重点プロモーション業務（産地ツアー）

2 目的

県では、「千葉県の顔」となる品目（以下、重点品目という。）を核とした集中的なプロモーションを行い、「消費者に選ばれるおいしい千葉の農林水産物」としてイメージアップを図ることとしている。

本業務は、情報発信力の高いレストラン・ホテルのシェフ等（以下、シェフという。）に対し、県内の生産地を視察する機会を提供し、千葉県産農林水産物（以下、県産食材という。）の魅力を食の専門家の視点で発見・発信してもらうとともに、県産食材を使用したフェア（以下、「千葉県フェア」という。）を開催する。

また、重点品目となり得る品目の検討も併せて行う。

3 契約期間

契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで

4 実施の時期

5（2）の産地ツアーは11月頃に開催すること。

また、5（3）の企画については、事業目的の達成に最適と思われる時期に実施すること。

5 委託業務の内容

本業務は、以下の業務及びこれらに付随する業務とし、高い効果が得られるよう、十分な検討を行った上で企画の提案及び実施を行うこと。

また、企画提案書では実施内容、業務フロー、人員配置体制を明らかにし、下記に示した業務が遂行可能であることが客観的に理解できるような内容を示すこと。

(1) シェフの選定

産地ツアーに参加し、千葉県フェアを開催するシェフを選定する。

＜シェフの概要＞

項 目	内 容
招へいシェフ人数	4名以上(原則、都内に店舗を有する者又は都内の店舗に在籍する者)
料理ジャンル	フレンチ、イタリアン、和食（日本料理）、中国料理（中華料理）、その他（スペイン料理など）の中から4つ以上とすること
シェフ特性	・ミシュランの星付きなど、客観的な評価を有する店舗のシェフは2名以上確保すること ・テレビ等の主要メディアに複数回にわたり取り上げられるなど、広く一般に認知されているシェフを選定すること

＜委託事業者の役割＞

産地ツアーの実施に向けて、シェフの選定及び必要な連絡・調整を行うこと。

(2) 産地ツアーの開催

シェフを県内に招へいし、県産食材の産地ツアーを実施する。

＜産地ツアーの概要＞

項 目	内 容
ツアー回数・日数	1回（1回あたり1日以上）
視察産地数	1回あたり3産地以上
品目について	下記サイトを参考とし、県と協議の上決定する なお、品目の選定に当たっては、できるだけ重点品目となり得る品目（「千葉県が代表的産地であること」、「質にこだわった生産をしていること」、「特徴的な歴史的背景を有すること」等）を選定すること ・教えてちばの恵み「千葉の農林水産物（ちばの農林水産物ランキング!）」(https://www.pref.chiba.lg.jp/ryuhan/pbmgm/norin/index.html)
スケジュール (イメージ)	・午前：1～2産地を視察 ・昼食 ・午後：1～2産地を視察 ・試食会、意見交換（視察できなかった県産食材も含め、県産食材の試食をしながら、県とシェフによる意見交換を行う。）

＜委託事業者の役割＞

産地ツアーの実施に向けて、県や産地、シェフ等との連絡・調整を行うこと。

（３）「千葉県フェア」の開催

シェフが在籍するレストラン・ホテル等において県産食材を使用した「千葉県フェア」を開催することにより、県産食材の魅力を発信する。

＜「千葉県フェア」の概要＞

項 目	内 容
開催場所	都内
開催店舗数	・シェフが在籍する店舗４店舗以上で開催すること ・料理ジャンルは、フレンチ、イタリアン、和食（日本料理）、中国料理（中華料理）、その他（スペイン料理など）とすること
フェア実施期間	委託契約期間中、店舗毎に合計４週間以上とし、委託期間終了日まで提供を完了すること

＜メニューについて＞

項 目	内 容
県産食材を使用したメニュー	・店舗ごとに産地ツアーの実施内容を踏まえ、２品目以上の県産食材を使用し、２種以上のメニューをフェア実施期間に提供すること ・提供するメニューのうち、１メニュー以上は畜産物や水産物をメイン食材とすること
メニュー名の提示	食材名やブランド名など、県産食材を使用していることが分かるメニュー名をつけ、メニュー表や店舗HP、SNS等で提示し、広く周知すること

＜委託事業者の役割＞

各店舗におけるフェアの円滑な開催に向けて、メニュー開発のためのサンプル取り寄せやフェア開催時期の検討など、シェフとの連絡・調整等を実施すること。

（４）産地ツアー及び「千葉県フェア」開催に係るPR

シェフによる「千葉県フェア」の開催に伴い、一般消費者や飲食業界関係者へフェアのPRを図り、誘客を促進する。

なお、県産食材の魅力発信にも寄与するよう、産地ツアーの実施内容も併せてPRすること。

＜産地ツアー及び「千葉県フェア」開催に係るPRの概要＞

項 目	内 容
PR方法	全てのシェフの「千葉県フェア」において、産地ツアー及びフェア開催に係るPRを実施すること (例) ・飲食業界関係者の多くが読者となる雑誌に特集記事として、産地ツアーの様子と「千葉県フェア」の開催内容を複数ページ掲載 ・シェフのY o u T u b eチャンネル等、SNSで配信 (SNS配信の場合も、専門のライターやカメラマンをつけるなど、動画や記事の質を保つこと、動画の内容について事前に計画を県に示すこと) ・その他、同様のPR効果が見込まれる方法にてPR
時 期	フェア集客に効果的な時期

＜委託事業者の役割＞

- ・効果的なPRに向けて、各関係者との連絡調整を行うこと
- ・PR効果を把握するため、PR発信の状況、反響等について県へ報告すること

(5) 効果測定

本業務の実施結果について効果測定を行うこと。効果測定の手法については、県と協議の上で決定すること。

ただし、いずれの方法においても、本業務の目的達成に寄与した点が明確になるよう、測定項目を定め、実施し、報告するよう留意すること。

(6) その他本業務に付随する業務

本業務に付随する業務が発生する場合は、必要に応じて県と協議の上で進めること。

6 報告書の作成

事業完了時に、下記(1)～(4)及び各事業の実施内容等をまとめた報告書を作成し、県に提出すること。

なお、下記(1)の記録写真等については、県が求めた場合、速やかに提出すること。

(1) 記録写真等

5(1)から(4)及び(6)により実施した内容が分かるよう、写真等により

記録すること。

（２）掲載記事の収集

本業務を通じて、メディア等の掲載情報があるか確認の上、確認された場合は収集すること。

（３）効果測定結果

本業務の効果測定（５（５）により実施した内容）の結果を報告すること。

（４）制作物

制作物については、印刷用電子データ（ＡＩ等）で県に納品すること。

７ 著作権の譲渡等

この契約により作成される成果品の著作権等の取扱いは、次に定めるところによる。

- ・ 本業務の受託者は、著作権法（昭和４５年法律第４８号）第２１条（複製権）、第２３条（公衆送信権等）、第２６条の２（譲渡権）、第２６条の３（貸与権）、第２７条（翻訳権・翻案権等）及び第２８条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利を県に無償で譲渡するものとする。

ただし、制作物の性質上、受託者が承諾できない場合は、該当項目及び理由を示し、別途協議すること。なお、県は本業務により納品されたデータ等について、刊行物やウェブサイトにおける使用、増刷ができるものとする。

- ・ 県は、著作権法第２０条（同一性保持権）第２項、第３号又は第４号に該当しない場合においても、その使用のために、仕様書等で指定する物件を改変し、また、任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。

ただし、制作物の性質上、受託者が承諾できない場合は該当項目及び理由を示し、別途協議すること。

- ・ 本業務の受託者は、県の事前の同意を得なければ、著作権法第１８条（公表権）及び第１９条（氏名表示権）を行使することができない。

８ 運営及び管理

（１）業務の実施

本業務の実施に当たっては、綿密に県と必要な協議及び打合せを行うとともに、県の指示に従い、誠実に業務を進めるものとし、業務の遂行状況について随時報告を

行うこと。

また、本業務の実施に当たっては、柔軟に対応するものとし、県が求める事項は最大限実現できるよう努めること。

(2) 業務実施体制

本業務を円滑に実施するため、本業務の全体責任者及び各業務の責任者、担当者を配置すること。責任者及び担当者は、やむを得ない場合を除いて変更しないこととし、変更する場合は、県に事前に相談の上、報告すること。

(3) 事故及びクレーム等の対応

本業務の実施中、事故やクレームが発生した場合は、速やかに県担当者へ報告するとともに、解決に向けて誠意ある対応をすること。

また、その対応や経過については、速やかに県に報告すること。

(4) 経費

県が実施するもの以外の本業務の実施に要する一切の費用（広告費、作成費、施工費、会場使用料、レンタル料、駐車場代、輸送費及び保険料など）は、委託料に含むこと。ただし、備品購入費は含めないものとする。

9 納入物件に関する責任の所在

本業務に伴う全ての納入物品については、受託者が最終責任を負うこと。

10 法令遵守及び安全管理

(1) 関係法令の遵守

本業務に関連するすべての関係法令及び規則を遵守すること。

(2) 安全管理体制の整備

安全管理に関する内規を定め、災害事故の未然防止に努めるとともに、現場作業における緊急時の連絡体制を整備すること。

(3) 作業者及び第三者の安全管理

受託者の指示によって行う作業者の事故防止に努めるとともに、過度の負担がかからないよう、健康面に配慮して活動すること。また、第三者についても危害を及ぼさないように万全の措置を講じ、第三者に損害を与えた場合は、受託者の責任において措置すること。

11 秘密の保持

本業務の処理上知りえた秘密を他人に漏らしてはならないこと。本業務の委託期間終了後も同様とすること。

12 その他事項

(1) 個人情報の取扱・管理

業務の実施に当たっては、契約時に示す「個人情報取扱特記事項」を遵守の上、契約期間及び契約後においても、本業務によって知り得た個人情報等は、これを漏らしてはならない。

(2) 談合等及び暴力団等排除に係る契約解除と損害賠償

業務の実施及び契約の履行に当たっては、契約時に示す「談合等及び暴力団等排除に関する契約解除と損害賠償に関する特約条項」を遵守の上、遺憾のないよう遂行するとともに、特約条項に抵触する事案が発生した場合は、それに従うものとする。

(3) 業務の再委託

本業務の全部を再委託してはならない。また、本業務の一部を再委託する場合、あらかじめ県と協議の上、承認を得ること。

(4) 仕様変更

自然災害等のやむを得ない事情により、本仕様書の変更が必要となる場合は、あらかじめ県と受託者で協議の上、決定する。

(4) 事業内容の変更又は中止

委託契約締結後、自然災害等の影響で事業内容の変更又は中止が生じる可能性がある。この場合の委託費用の取り扱いに関しては、事業の進捗状況に合わせて県と受託者において協議の上決定する。

(5) 記載外変更、その他

本件に関し、本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合については、県と協議すること。